

特 記 仕 様 書

工事名：令和 5 年度下水道築造工事
(庄内幸町 5 丁目)

豊中市上下水道局

技術部 下水道建設課

入札参加者は、入札前に設計図書及び本工事現場を熟覧し、工事の全内容を承知の上、入札しなければならない。

尚、これらについて疑義があれば事前に本市に説明を求めることができる。
質問の方法については、別紙「質疑について」を参照。

I. 工事概要の説明

管路施設工	L = 137.70m
管きょ工（管径 350mm・PRP）	L = 31.40m（合流）
管きょ工（管径 300mm・PRP）	L = 49.00m（合流）
管きょ工（管径 250mm・PRP）	L = 50.00m（合流）
管きょ工（管径 500mm・鋼製さや管ボ-リング推進工）	L = 7.30m（合流）
マンホール工	6箇所
組立2号マンホール工	1箇所
組立1号マンホール工	5箇所
取付管およびます工	1式
付帯工	1式

本工事は、都市計画道路三国塚口線の拡幅に合わせ、合流管を整備するものです。

II. 施工条件及び設計の考え方

(1) 工事概要

大阪府が実施する都市計画道路府道三国塚口線（府道庄本牛立線）の拡幅整備に合わせ、下水道管の移設・整備を行う工事です

(2) 交通誘導員について

下記のとおり計上している。

交通誘導警備員 B（昼間）	81 人
交通誘導警備員 B（夜間）	4 人

(3) 安全費

所轄警察署長の道路使用許可に係る書類作成および申請は、受注者で行うため、「道路使用申請手数料」を安全費にて計上している。

(4) 関連工事

1. 道路工事（府道拡幅工事）

本工事後に、道路工事（街渠・共同溝の設置）が予定されています。
（R5 施工予定）

2. 水道工事

本工事後に、水道管の移設・整備が予定されています。（R5 施工予定）

3. ガス工事

本工事後に、ガス管の移設・整備が予定されています。（R5 施工予定）

(5) 積算基準及び設計単価について

代表的な積算基準及び設計単価資料は以下の通り。

資 料 名	適用年月
建設工事積算基準（大阪府都市整備部）	令和4年度
下水道用設計標準歩掛	令和4年度
下水道設計指針（大阪府都市整備部下水道室）	令和4年度
下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（日本下水道協会）	2020年版
労務単価（大阪府）	令和5年3月
建設物価、積算資料	令和4年10月号
土木コスト情報、土木施工単価	令和4年秋号
資材調査単価（大阪府都市整備部）	令和4年度
資材価格表（大阪府下水道事業促進協議会公共下水道部会）	令和4年度

建設発生土受入価格及び再生土販売価格	令和4年度上半期
建設廃棄物等受入価格	令和4年度上半期
建設廃棄物（廃路盤材）受入価格	令和4年度
推進工事用機械器具等基礎価格表（建設物価、積算資料）	2021年度版
推進工事用機械器具等損料参考資料	2021年度版
下水道工事資材等単価表（豊中市上下水道局）	令和4年4月
下水道管きょ内面被覆工単価表（豊中市上下水道局）	令和4年4月
下水道工事機械器具等損料表（豊中市上下水道局）	令和4年9月

（6） 共通仮設費について

積上げ内容については、（別紙－1）を参照すること。

（7） 境界標復元測量について

境界標復元測量は、府道拡幅用地内での工事であるため、本工事には計上していない。ただし、本工事の影響が及ぶ基準点・境界標・測量標等がある場合は、施工前に必ず監督職員に報告すること。

（8） 4週8休工事について

本工事は、4週8休工事の「対象工事」であり、発注方式は「受注者希望型」である。

実施内容については、大阪府都市整備部より公表されている「4週8休工事実施要領」を準用するものとする。

（9） 推進工法について

ベビーモール工法、DRM・T工法、PSH（パイプ削進）工法の各工法協会に、推進延長、土質、発進立坑、到達人孔等の諸条件を提示してヒアリングを実施した結果、経済性で優位と判断した「ベビーモール工法」（鋼製さや管方式・ボーリング方式・一重ケーシング式）を設計採用している。

- ・ 発進立坑はφ2000 mmとし、既設管（HPφ1800）へ到達するものとする。
- ・ 到達側の既設管内への立入は不可能であり、既設管への接続作業は、全て発進側からの作業となる。（取付管推進工法と同様の作業となる。）
- ・ 動力は発電機にて設計している。
- ・ 発進到達防護のため、地盤改良「二重管ストレーナー工法（複相）」を計上している。

(10) 施工に関する注意事項

- ① 施工にあたっては、「道路工事保安設置基準」及び「道路使用許可書」に基づき適切な交通整理を行い、安全確保に努めること。
- ② 建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図ること。なお、掘削深さが1.5mを超える場合は必ず土留めをすること。
- ③ 請負業者は、建設業法第22条「一括下請負の禁止」を厳守すること。

共通仮設費

(別紙-1)

令和5年度下水道築造工事（庄内幸町5丁目）

No. 1

	共通仮設費率に含まれる項目	積上による項目 (設計計上分は◎：詳細は設計書参照)
運搬費	a. 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）	質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬
	b. 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬	◎ 仮設材等（鋼矢板・H形鋼・覆工板）の運搬
	c. 建設機械の自走による運搬	◎ 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用（左記のfを除く）
	d. 建設機械の日々回送に要する費用	第 2 号内訳書 参照
準備費	e. 重量20t以上の建設機械の現場内運搬	
	f. トラッククレーン（油圧式ジブ型20～50t吊） ラフテーククレーン（油圧式ジブ型20～70t吊） の分解・組立及び輸送に要する費用	
	a. 準備及び後片付けに要する費用	伐採・除根・除草に伴い発生する建設副産物の処理費用等
事業損失防止施設費	b. 調査・測量・丁張等に要する費用	
	c. 準備作業に伴う伐採・除根・除草による現場内の集積・積込及び整地・段切り・すりつけ等に要する費用	管きよ更生工に伴う、施工前管きよ内調査に要する費用
		第 号内訳書 参照
事業損失防止施設費		工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
		事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用（家屋調査等）
		第 号内訳書 参照

	共通仮設費率に含まれる項目	積上による項目 (設計計上分は◎：詳細は設計書参照)
安全費	a. 工事地域内全般の安全管理上の監視あるいは連絡等に要する費用 b. 不稼動日の保安要員等の費用 c. 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用中期間中の損料 d. 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用 e. 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 f. 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 g. 酸素欠乏症の予防に要する費用 h. 粉塵作業の予防に要する費用 i. 安全用品等の費用 j. 安全委員会等に要する費用	◎ 道路使用許可申請手続きに要する費用
		高圧作業の予防に要する費用
		トンネル工事における呼吸用保護具に要する費用
		バリケード、転落防止柵、工事標識照明等の現場環境改善に要する費用 ※積算は、『現場環境改善費の積算』による
		第 3 号内訳書 参照
役務費	/	土地の借上げ等に要する費用
		電力、用水等の基本料
		電力設備用工事負担金
		第 号内訳書 参照
技術管理費	a. 品質管理基準に記載されている試験項目に要する費用 b. 出来形管理のための測量、図面作成写真管理に要する費用 c. 工程管理のための資料の作成等に要する費用 d. 完成図及びマイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用	

	共通仮設費率に含まれる項目	積上による項目 (設計計上分は◎：詳細は設計書参照)	
技術管理費	e. 建設材料の品質記録保存の要する費用		施工合理化調査及び諸経費動向調査に要する費用
	f. コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用		特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 (六価クロム溶出試験費等)
	g. コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	◎	特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 (既設管コンクリート強度試験費等)
	h. 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用		特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 (既設管コンクリート強度試験費等)
	i. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用		
	j. PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	◎	薬液注入工における水質観測、効果確認に要する費用
	k. トンネル工 (NATM) の計測Aに要する費用		
	l. 塗装膜厚施行管理に要する費用		
	m. 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用		
	n. 施行管理で使用するOA機器の費用		
o. 品質証明に係る費用 (品質証明費)			
p. 建設発生土 (建設副産物) 情報交換システムの操作に要する費用		第 4 号内訳書 参照	
営繕費	a. 現場事務所・試験室等の営繕 (設置撤去・維持・修繕) に要する費用		監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用
	b. 労務者宿舍の営繕に要する費用		現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 ※積算は、『現場環境改善費の積算』による
	c. 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用		
	d. 労務者の輸送に要する費用		
	e. a～cに係る土地・建物の借上げに要する費用		
	f. 工事施工上必要な営繕等に要する費用		第 号内訳書 参照